

(公印省略)  
群老施協 第54号  
令和2年6月24日

県老施協会員（入所）施設長 様

群馬県老人福祉施設協議会  
会 長 井 上 光 弘

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」警戒度1における  
入居者への面会等の対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、会員施設の皆様におかれましては、日々の業務遂行に関してご尽力を賜り心から感謝申し上げます。

令和2年6月13日に群馬県の独自ガイドラインの警戒度が1に下げられました。

このことに伴い、会員施設の皆様から「面会の再開について」の照会も多くありましたので、去る6月22日第2回理事会を開催し、本会としての見解について協議し、面会解除の考え方を作成いたしましたので、ご確認の上、施設それぞれの状況を踏まえた対応へのご配慮をよろしくお願いいたします。

事務担当：県社協施設福祉課内／船田・田口  
Tel.027-255-6034 fax.027-255-6173

# 入所施設におけるご家族の面会解除の考え方について

群馬県老人福祉施設協議会 会長 井上 光弘

※以下の内容については、所在市町村の状況等を踏まえ、会員施設毎で面会解除時期及び方法等の判断の参考にしてください。

## (1) 解除の基準

- ・群馬県におけるガイドラインの警戒度が、6/13「1」になり、なおかつ6/30までに警戒度が2以上に上がらない場合は、7/1～面会を条件付きで解除する。
- ・ただし、全国や首都圏等の動向により、再度緊急事態宣言等が行われた場合は、面会の制限を延期または、再開する。

## (2) 解除の段階

- ・7/1～…群馬県内在住のご家族
- ・8/1～…県外含めすべてのご家族

## (3) 面会時の留意点等

### ①面会の希望があったら・・・

- ・事前予約制とする。
- ・面会できるご家族は、原則1回につき1名までとする。
- ・看取り期や状態が落ちているご利用者の面会については、その都度、各部署とフロアで検討し、判断する。

### ②施設に入っていたくときには・・・

- ・ご家族には、検温、面会者健康チェックシート（別紙）の記入・手洗いとうがいの実施、マスクの着用、予防着（使い捨てエプロン等）の着用を徹底する。熱が37.0以上（参考）、もしくはチェックシートに1つでも該当する場合は、面会をご遠慮していただく。
- ・面会者氏名、面会日時、連絡先等について記録を行う。

### ③面会時間や頻度は・・・

- ・面会時間は、最長で10分までとする。
- ・面会の頻度は、原則ご利用者1名に対して週1回とする。それ以上の頻度をご希望されるご家族は、オンライン面会で行う。

### ④面会時の環境は・・・

- ・利用者フロアや居室での面会は禁止とし、面会室を別に設け、所定の場所にて行う。面会室の消毒及び換気は随時行う。
- ・ご利用者のご家族の間は2メートル以上の間隔をあげ、双方ともにマスクを着用する。
- ・面会中は職員が必ず立会い、ご家族とご利用者が直接接触することや、ご家族によるご利用者への食べ物の提供は、ご遠慮していただく。ただし、預かることは可能とする。
- ・面会中は、ご利用者ご家族ともに極力大声を出さないこと。

## (4) その他

- ・職員については、現在実施している健康チェック及び行動記録については、当面は継続対応をお願いいたします。

## 面会者健康チェックシート

ご家族のお名前 \_\_\_\_\_ 体温 \_\_\_\_\_ °C

面会される利用者のお名前 \_\_\_\_\_

以下の項目を読んでいただき、面会者ご本人及び同居されている方について、該当する項目があればチェックをお願いします。

※1つでも該当する項目があれば、面会をご遠慮していただきます

- 発熱している
- 過去 2 週間以内に発熱があった
- 身体がだるい
- 気持ち悪い、吐き気がある
- 過去 1 週間以内に嘔吐した
- のどが痛い
- 下痢をしている
- くしゃみ、鼻水がある
- 目が赤い、または結膜炎がある
- 1 ヶ月以内に始まった咳が続いている
- 1 ヶ月以内に始まった匂いにくさが続いている
- 1 ヶ月以内に始まった味の感じにくさが続いている
- 過去 2 週間以内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触があった
- 過去 2 週間以内に海外から帰国した